

高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県スプリンクラー等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、医療機関が行うスプリンクラー等の設置及びブロック塀改修等の防災対策の充実等を目的として、次に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号。次号において「国要綱」という。）3の(12)の有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業をいう。次条第1号において同じ。）

ア スプリンクラー設備整備（パッケージ型自動消火設備を含む。）

イ 自動火災報知設備整備

(2) ブロック塀改修等施設整備事業（国要綱3の(15)の医療施設ブロック塀改修等施設整備事業をいう。次条第2号において同じ。）

(補助対象事業者)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) スプリンクラー等施設整備事業

消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たにスプリンクラー等の整備を実施する義務の生じた施設又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設のうち、病院、病床を伴う診療所又は入所施設を伴う助産所の開設者とする。

(2) ブロック塀改修等施設整備事業

病院の開設者とする。

(補助対象経費)

第4条 第2条に規定する補助事業の補助対象経費については、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 別表第1の第1欄に掲げる補助基準額の合計と同表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の額は切り捨てる。）を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更(補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（指令前着手の届出）

第9条 補助事業者は、工程等の都合により第6条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

- 第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第8条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第8条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第6号から第9号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年10月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

事業名	1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
スプリンクラー等施設整備事業	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合には</p> <p>(1)、(2)に限り1施設当たり217万4,000円を加算する。</p> <p>(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 21,400円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 20,700円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 25,000円</p> <p>(4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 24,300円</p>	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 113万円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額
ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価86,000円 (ただし、30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	3分の1

別表第2（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。